

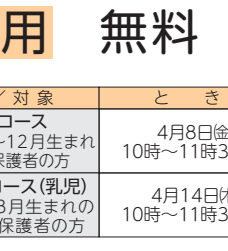
# 健康館

## 健康づくり課 (保健センター内)

受付時間 平日8時30分～17時15分  
〒513-0809 西条五丁目118番地の3

☎ 382-2252 📠 382-4187

✉ kenkozukuri@city.suzuka.lg.jp



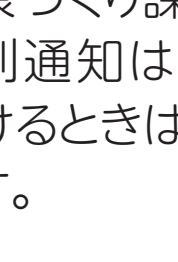
## 教室

**対象** 市内に住民登録のある方

**ところ** 保健センター

**費用** 無料

教室 / 対象	と き	内 容	申込み(電話予約制)	定 員
離乳食コース 令和3年10～12月生まれ の乳児の保護者の方	4月8日(金) 10時～11時30分	離乳食の進め方について、 栄養相談	3月28日(先着順)	18組
むし歯予防コース(乳児) 令和3年7～8月生まれの 乳児とその保護者の方	4月14日(木) 10時～11時30分	むし歯予防の話、ふれあい遊び	3月29日(先着順)	18組



## 健康診査

### 乳 児

乳児期に2回(4カ月・10カ月)、県内の協力医療機関で、公費負担により受けられます。ただし、「母子保健のしおり」冊子中の健康診査票(4カ月・10カ月)が必要です。健康診査票がないときは、健康づくり課にお問い合わせください。個別通知はありません。健康診査を受けるときは、医療機関に予約が必要です。

### 幼 児

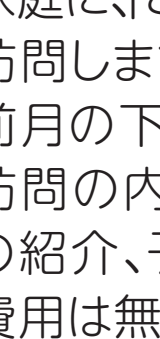
1歳6カ月、3歳6カ月児の健康診査を行います。対象の方に個別に通知します。受診日の変更を希望される方は、健康づくり課へご連絡ください。

### 妊 婦

健診費用の助成を受けるためには、妊娠の届け出をして母子保健のしおり(妊婦一般健康診査結果票)の交付を受けましょう。県外医療機関で受診された方は、公費助成の手続きが必要です。申請期間は最初に県外で受診した日から1年以内です。

### 産 婦

健診費用の助成を受けるためには、「鈴鹿市産婦健康診査結果票兼健康診査申請書」が必要です。県外医療機関で受診される方は、本市の産婦健診と同内容の健診費用に対し、公費助成の申請ができます。申請期間は出産後6カ月以内です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## こんにちは 赤ちゃん訪問

生後2～3カ月ごろの赤ちゃんのご家庭に、「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問します。対象の方には、訪問する前月の下旬ごろに案内を郵送します。訪問の内容は、市の子育てサービスの紹介、子育て情報の提供などです。費用は無料です。

生後28日以内の方は、助産師などの新生児訪問もあります。ご希望の方は予約が必要です。健康づくり課へご連絡ください。

## 転入の方(妊産婦・乳幼児・小・中学生の保護者の方)へのお知らせ

予防接種の予診票の交付や下記健診の受診票の交換・交付は、保健センター(健康づくり課:平日8時30分～17時15分)が窓口です。必要書類は、下記をご覧ください。

○「妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査の受診票・新生児聴覚スクリーニング検査費助成券」の交付

・母子健康手帳、前市町村の受診票、申請者の本人確認書類(運転免許証、在留カードなど)

○「予防接種の予診票」の交付

・母子健康手帳(接種履歴のわかるもの)、在留カード(外国籍の方)

○「乳児健康診査(4カ月児・10カ月児)の受診票」の交付(地区市民センターでも交付できます)

・母子健康手帳、前市町村の受診票(交付されている方)、在留カード(外国籍の方)



## 相 談

**対象** 市内に住民登録のある方

**ところ** 保健センター

相 談	と き	内 容	申込み
すくすく広場	3月25日(金)、4月22日(金) 9時30分～11時 ※相談希望者は母子健康手帳をお持ちください。 ※状況に応じて、入館人数を調整する場合があります。	育児相談・栄養相談・助産師による おっぱい相談(先着6人)・身体計測	不要
健康・栄養相談	随時(予約制)	保健師・管理栄養士による生活習慣病予防などの相談	電話で健康づくり課 (☎327-5030)へ



## 予防接種

### ■DT(ジフテリア・破傷風)第2期

**対象** 11歳～13歳未満の間に1回

**ところ** 実施医療機関

**費用** 無料(対象期間内に限る)

**持ち物** 予防接種予診票、母子健康手帳、健康保険証

### ■MR(麻しん・風しん混合)ワクチン第2期

**対象** 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの方

**期間** 3月31日(木)まで

**ところ** 実施医療機関

**費用** 無料(1回に限る)

**持ち物** 予防接種予診票、母子健康手帳、健康保険証

※予診票がない方は、母子健康手帳・在留カード(外国籍の方)を持って、健康づくり課へお越しください。

## 令和3年度鈴鹿市がん検診結果が「要精密検査」の方へ

がん検診を受けて、「要精密検査」と言われたら、精密検査を受けることが必要です。自覚症状がないがんもありますので、自覚症状がなくても早めに医療機関を受診しましょう。

## 発熱などの症状がある方の受診は

発熱などの症状がある場合は、まずは「かかりつけ医」などの身近な医療機関にご相談ください。PCR検査などの相談にも対応しています。相談先に迷う場合は、受診相談センターにお問い合わせください。

### 受診相談センター問合せ

9時～21時:鈴鹿保健所

(☎392-5010)

21時～翌9時:三重県救急医療

情報センター(☎059-229-1199)

保健センターへの来館時は、マスクの着用をお願いします。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止または延期する場合があります。最新情報は、市ホームページをご覧ください。